

公益財団法人日本スポーツ協会

国民体育大会開催における新型コロナウイルス

感染拡大防止に関する基本方針

- ※ 本方針は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況などに応じて、随時改定されるものである。絶えず、最新の基本方針を活用していただきたい。
- ※ 本方針の事項が、国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅してはいないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。
- ※ 本方針に記載のない事項が、必ずしも対策が不要ということではない。競技会場や参加人数など、状況に応じ対策が必要となる場合がある。

目 次

I.	はじめに	p.1
1.	新型コロナウイルス感染症とは	p.1
2.	新型コロナウイルス感染症に係る現状	p.2
(1)	直近の感染状況	
(2)	我が国における取組み	
(3)	我が国スポーツ界における取組み	
II.	本方針の取扱いについて	p.4
1.	本方針の対象範囲と目的	p.4
(1)	本方針の対象範囲	
(2)	本方針の目的	
2.	国民体育大会に参加・参画するすべての方へ	p.6
III.	国民体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための体制整備	p.6
IV.	国民体育大会における対策	p.9
1.	国民体育大会における共通予防対策について	p.9
2.	国民体育大会における競技会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】	p.11
(1)	選手・監督（予備登録選手、チームスタッフ含む）	
(2)	競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員）	
(3)	競技施設運営者（施設管理者）／競技会場運営者 （ボランティア、会場内販売ブーススタッフ等）	
(4)	報道員（それに準ずる者も含む）	
(5)	観客	
3.	国民体育大会における競技会運営上の重点対策【シーン／エリア別】	p.21
(1)	式典（開・閉会式、競技会開始式、表彰式等）	
(2)	競技会場（更衣室などのバックスペースも含む）	
(3)	物販・展示・おもてなし・ふるまいブース	
(4)	宿舍	
(5)	輸送・交通	
V.	体調不良者発生時の対応について	p.24
1.	入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について	p.24
2.	入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について	p.24
3.	症状があり帰宅を促す際の対象者への案内	p.25
VI.	大会開催可否判断について	p.25
1.	新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会中止決定の基準	p.25
2.	大会中止決定フロー	p.25
VII.	参考資料・情報サイト	p.27

I. はじめに

1. 新型コロナウイルス感染症とは

- ・ 「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」は、コロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれる。
- ・ ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種 (一本鎖 RNA ウイルス) で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持つ。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。
- ・ ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができません。表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間が経てば壊れる。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間位感染する力をもつといわれている。
- ・ 石けんを使った手洗いは、コロナウイルスの膜を壊すことができるため、有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれるので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様にウイルスの脂質膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。
- ・ 潜伏期：
潜伏期間は最長で 14 日、その範囲は 1～14 日 (中央値 5～6 日) と考えられている。
- ・ 感染経路：
新型コロナウイルスの感染経路は「飛沫感染」、「接触感染」及び「エアロゾル感染」と考えられている。そのため、マスクの着用、手洗い、換気などの基本的な感染予防対策を行う。
- ・ ウイルス量の変化：
発症 2 日前から気道に一定量のウイルスが認められる。感染力は発症数日前から発症直後に最大となるが、7 日以内に急激に感染力が低下するという報告がある。
- ・ 検査方法：
診察医が感染の疑いがあると判断した場合には、遺伝子検査 (以下、「PCR 検査」という) を行う。抗原検査は PCR 検査に比べてやや感度が劣るものの短時間で結果を得られるため、広く利用されるようになった。ただし、抗原検査では、定量検査と簡易キット (イムノクロマト法) では、検査対象者の適応が異なるので、実施にあたっては注意が必要となる。また、抗体検査キットが販売されているが、血中抗体の誘導には発症から 1 週間以上が必要であり、急性期診断に利用することはできない。なお、抗体が陽性であっても、抗体の持続期間やその感染抑制力などに関して、明らかではないことが多く、個人が自分の安心のために抗体検査を受けることは、現時点では推奨できない。

表 1 各検査方法の比較										
			PCR 検査		抗原検査 (<u>定量</u>)		抗原検査 (<u>簡易キット</u>)		抗体検査	
検体			鼻咽頭 拭い液	<u>唾液</u>	鼻咽頭 拭い液	唾液	鼻咽頭 拭い液	唾液	血液	
検査の目的			現在の感染の 有無の評価		現在の感染の 有無の評価		現在の感染の 有無の評価		過去の感染の 有無の評価	
検査の 対象者	有 症 状 者	発症 ¹⁾ 9 日目以内	○	○	○	○	○ ²⁾	—	○	
		発症 ¹⁾ 10 日目以降	○	×	○	×	△ ³⁾	—		
	無症状者		○	○	○	○	×	—		
長所			感度が最も高い		30 分程度で 判定できる		30 分程度で 判定できる		疫学調査に 利用可能	
短所			判定には 半日程度必要		PCR 検査に比べ 感度がやや低い		唾液は対象外		感染初期の 判断は困難	

1) 発症日を 1 日目とする 2) 抗原検査（簡易キット）は発症 2 日目から 9 日目以内

3) 使用可能だが陰性の場合は鼻咽頭 PCR 検査を行う必要がある

* 上表「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第 3 版」抜粋

・ 治療方法：

日本を含む各国でワクチンを開発中であり、有効性や安全性等に関するトライアルが始められたものもある。また、いくつかの治療薬などが治療薬の候補として認められている。国内ではレムデシビル（5 月）に加えて、デキサメタゾン（7 月）が新型コロナウイルス感染症の治療薬に承認された。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る現状

(1)直近の感染状況

- 新規感染者数は、8 月第 1 週をピークとして全国的に減少に転じたが、その傾向に鈍化が見られる。発症日ベースの流行曲線でも、7 月 27～29 日をピークとして下降に転じたが、その傾向が鈍化している。また、検査件数に対する陽性者割合は、前週差で 0.1%ポイント減少して 2.9%となった（～9 月 13 日の 1 週間）。
- 8 月第 1 週以降、新規感染者数がいったん減少に転じた要因としては、接待を伴う飲食店など感染拡大の端緒となりうるハイリスクの場における積極的な対応や都道府県による自粛要請への協力が功を奏しはじめたことや、感染拡大の報道等に伴う市民の行動変容の影響などが考えられる。
- 一方で、8 月最終週以降、複数の自治体で新規感染者数の減少が止まってしまう動きや増加に転じる動きが見られ、その動向に注意が必要である。とりわけ、東京、大阪、愛知の実効再生産数は、1 をはさんで前後しており、全国的にも直近で 1 に近い水準となっている。これは、社会活動が活性化する中で、会食や職場などを介した感染が生じていることがうかがわれ、シルバーウィークの人の動きの影響や検査数の減少の影響なども含め、全国的な感染拡大につながるものの

ないよう、警戒を続けていく必要がある。

- また、感染者数に占める中高年層の割合は、6月～7月と比較すると引き続き高い水準で推移しており、留意を要する状況である。一方で、重症者の状況については、7月上旬以降増加傾向が続いていたが、8月下旬以降減少傾向となっている。
- さらに、10月1日から「Go To トラベルキャンペーン」に東京発着が追加対象とされ、一層、人の動き、社会活動が活発化しており、感染拡大には警戒が必要である。
- 世界的にも、連日30万人近い新規感染者数を記録するなど感染拡大が続いていることや、日本への入国後14日間の経過観察期間を省略できるビジネスラックが開始されていることによる、海外からの持ち込みにも注意が必要である。

(2) 我が国における取り組み

- 上記1)に記載の現状に鑑み、令和2年8月28日開催「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が以下のとおり示された。

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組		令和2年8月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部
○ 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響 ○ 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明 ○ これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能 ○ こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充 ⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける		
1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し ・ 軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、<u>医療資源を重症者に重点化</u>。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し	4. 治療薬、ワクチン ・ 治療薬の供給を確保、治療薬の研究開発に対する支援 ・ 全国民に提供できる数量のワクチンの確保（令和3年前半まで） ・ 身近な地域での接種体制や健康被害救済措置の確保等 ・ 健康被害の賠償による製造販売業者等の損失を国が補償できる法的措置	
2. 検査体制の抜本的な拡充 ・ 季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充（20万件／日程度） ・ 感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施 ・ 市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援 ・ 本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備	5. 保健所体制の整備 ・ 自治体間の保健師等の応援派遣スキームの構築 ・ 都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設 ・ 保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置	
3. 医療提供体制の確保 ・ 患者の病床・宿泊療養施設の確保のための10月以降の予算確保 ・ 患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援 ・ <u>地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備</u> ・ 病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援	6. 感染症危機管理体制の整備 ・ 国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの連携による、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みの整備 ・ 実地疫学専門家の育成・登録による感染症危機管理時に国の要請で迅速に派遣できる仕組みの構築	
	7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充 ・ 入国時の検査について成田・羽田・関西空港における1万人超の検査能力を確保（9月）	2

(3)我が国スポーツ界における取り組み

- ・ 我が国スポーツ界においては、公益社団法人日本プロサッカーリーグ、一般社団法人日本野球機構において、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインが作成され、その内容に基づいた対策を講じながら、プロリーグ戦（有観客）を実施している。
- ・ また、プロのみならず、公益財団法人日本陸上競技連盟による「セイコーゴールデングランプリ 陸上 2020 東京（8月23日／東京都・無観客）」、「第104回日本陸上競技選手権大会（10月1日～3日／新潟県・有観客）」が同連盟作成の感染防止対策の下、全国規模の大会として開催されている。
- ・ これらスポーツイベント等に係る催物の開催制限等については、令和2年9月11日に、「11月までの催物の開催制限等について（事務連絡）」（各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下、「内閣官房事務連絡」という）が発出、「催物の開催制限」、「催物の開催に関する留意事項」に関し示され、9月19日から実施されている。
- ・ また、内閣官房事務連絡を受け、当協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会にて作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日〔令和2年10月2日改訂〕）についても改訂され、「有観客イベントを開催する際の注意」、「接触確認アプリの積極的な活用の促進」について、新たな記載となった。なお、従前どおり、スポーツイベントの開催に際しては、開催地の都道府県の方針に従うことが前提であることに変わりはなく、スポーツイベントの主催者（運営者）は、開催や実施については、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への相談をする。

Ⅱ. 本方針の取扱いについて

1. 本方針の対象範囲と目的

(1)本方針の対象範囲

- ・ 本方針における『国民体育大会（以下、「国体」という）』とは、特段の指定がない場合は、「冬季大会及び本大会における全競技（正式競技・特別競技・公開競技・デモンストレーションスポーツ）の競技会」及び「それら競技会に紐づく都道府県予選会及びブロック大会」を指し、それら競技会に参加・参画するすべての者を対象とする。
- ・ なお、文化プログラムや、国体開催記念イベント等については、必ずしも競技会を伴うものではないため、本方針の直接的な適用範囲とすることは難しい。しかしながら、国民体育大会を冠する事業として、当該事業の特性を見極めた中で、本方針、政府ガイドラインをはじめ各業種別ガイドライン等を踏まえ、当該事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を誘発することがないよう、最大限に努力することが求められる。
- ・ 大会の実施にあたっては、各競技の中央競技団体等が示す大会開催時のガイドラインと本方針を共に確認の上、より競技の特性等を踏まえ十分な、または効率的・効果的な感染拡大防止対策が講じられる内容を優先する。なお、下記において、中央競技団体に対し、大会開催時のガイドラ

インの作成を求めるが、大会開催時までには特段の明示がない競技については、本方針の内容を最低限の感染拡大防止対策とし、各大会主催者（運営者）が競技特性を踏まえ、十分な対策を講じることが必要となる。

(2)本方針の目的

- 本方針の目的は『**国体の核となる競技会を守り抜くこと**』、『**国体開催が新型コロナウイルス感染症感染拡大を誘発させないこと**』にある。
- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今日の状況（所謂、「コロナ禍」）において、国体を開催する主催者（運営者）、参加者には、開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府及び各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則り、大会開催の条件として新型コロナウイルス感染症対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努める責務がある。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン開発、治療薬候補の登場など、希望的な情報は耳にするものの、安全かつ有効な治療方法の確立までには至っていない現状である。このような中、国体のような大規模イベントを実施することによる感染リスクを、「0 リスク」とすることは困難ではあるものの、これまで集積された知見及び「新しい生活様式」の下での大会運営を実践することが、国体開催における必要条件として認識し、可能な限り感染リスクを軽減させ、参加する選手らに対し、安全・安心な競技会を提供するために努めることが責務である。
- 一方、上記に示された方針及びガイドライン等では、国体の有する個別具体の事象に対し、感染リスクを確実に低減するための手法等が記載されているわけではない。
- そこで、本方針には、政府方針及び各種ガイドライン等と、実際に主催者（運営者）や参加者が競技会場等において留意しなければならない事項とを繋ぐ機能を持たせ、国体全体に対し、求められる共通感染予防対策とともに、国体特有の事象、競技運営に伴う感染リスクが警鐘されるものを取りまとめている。
- なお、本方針もまたすべてを網羅するものではない。そのため、大会主催者（運営者）側や参加者側が、それぞれの視点から、感染リスクを理解・整理し、その特徴・特性を踏まえた感染防止対策ガイドライン等を作成することにより、国体に係る一人ひとりが感染リスクを把握し、対策を講じることができる環境を整えることが求められる。

【その他求められる感染防止対策ガイドライン作成等役割】

中央競技団体：競技の特性・特徴を踏まえた大会開催における感染防止対策

選手団派遣母体：選手団派遣時の行動における感染防止対策、

新型コロナウイルス感染症に関する教育・情報提供・啓発

（本方針の周知、感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進）

開催地：競技会場、宿舍、計画輸送、運営スタッフ等競技運営面における感染防止対策

2. 国民体育大会に参加・参画するすべての方へ

- ・ 新型コロナウイルス感染症の新規発症者数は、一時期落ち着きを見せていたものの、令和2年8月最終週以降、減少傾向も下止まりの様相を呈し、終息の目途が立ってはいない。このような状況下で、国体のような大規模スポーツイベントの開催は、必ずしも社会全体からの賛同、理解を得ていないことを、スポーツ関係者は理解することが必要である。
- ・ しかしながら、人間社会の構築、発展において、「スポーツ」は人々の生活を豊かに、幸福にするものとして常にその傍らにあったことも事実である。
- ・ 国体の開催は、「社会の日常にスポーツという文化を取り戻す」大きな一歩になると確信するが、コロナ禍において実施されるスポーツ大会の規模としては例のないものであり、大会開催が、新型コロナウイルス感染症の拡大を誘発することは避けなければならない。
- ・ 国体に参加・参画するすべての方には、国体を開催するという、社会的な意義とそれに伴う責任を十分に理解の上、スポーツ界のみならず、国民の信頼を損なわないための自覚と行動をお願いしたい。
- ・ そして、選手らに感染リスクを高めない競技会を提供できるよう関係するすべての人々が最大限の努力を行うことを求める。
- ・ なお、国体に参加・参画するすべての方は、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手し、感染者・濃厚接触者・感染疑い者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを求める。

Ⅲ. 国民体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための体制整備

- ・ 国体の開催にあたっては、国体における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、選手や監督（指導者）に対する教育、啓発、情報提供、情報管理、選手らの大会派遣の可否判断、平素のトレーニングの注意、感染（疑い）者および濃厚接触者の取り扱いに関するガイドライン作成などを一元的に行う組織が必要である。
- ・ 主催者（運営者）及び選手団派遣母体は大会における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン策定、行政、保健所などから得た最新の情報の活用、選手の大会参加の可否判断、競技施設、宿泊施設や運航業者の感染対策の確認などを行う必要がある。
- ・ 主催者（運営者）は、大会期間中の感染（疑い）者への対応、大会終了後のクラスター発生に関する対応、他地域での感染拡大の防止について各都道府県体育・スポーツ協会や保健当局と協力する必要がある。
- ・ これらを円滑に実施するため、主催者（運営者）及び参加者（特に各都道府県体育・スポーツ協会）は、新型コロナウイルス対策室（以下、「対策室」という）を設ける。主催者（運営者）においては、大会・競技会内組織の分掌を踏まえつつ、対策室を設置する。一方、選手団派遣母体となる各都道府県体育・スポーツ協会においては、専務理事（またはそれに準ずる者）を室長とし、国体関連責任者、スポーツ医・科学委員会委員（医師）、地域医師会および薬剤師会関係者、行政関係者、保健所関係者などをメンバーとする対策室を設置し、派遣選手らの情報を一元管理できる体制を構築する。
- ・ 対策室は競技会関係者への情報提供、行政との連携、医師会との連携などを行い、競技会前後の新型

コロナウイルス感染症に関わる一切の業務を取り仕切る。関係者に対して、連絡先を明示する。

- 特に、都道府県予選会については、大会性質上、参加する選手らについて、諸条件（派遣母体がない等）が異なるが、上記の体制を参照の上、開催自治体の衛生部局と予め検討し、主催者（運営者）が一元的に管理できる体制を構築することが求められる。
- 感染（疑い）者および濃厚接触者に関する情報については、その都度、主催者（運営者）が報告を受け、日本スポーツ協会に報告する。
- 都道府県予選会、ブロック大会、本大会（冬季大会含む）における競技会期間中における新型コロナウイルス感染症感染（疑い）者の情報管理体制のイメージは下図を基本とし、各大会の特性等を踏まえ、各大会において主催者（運営者）及び関係者間で定める。

図 1. 都道府県予選会における情報管理体制イメージ

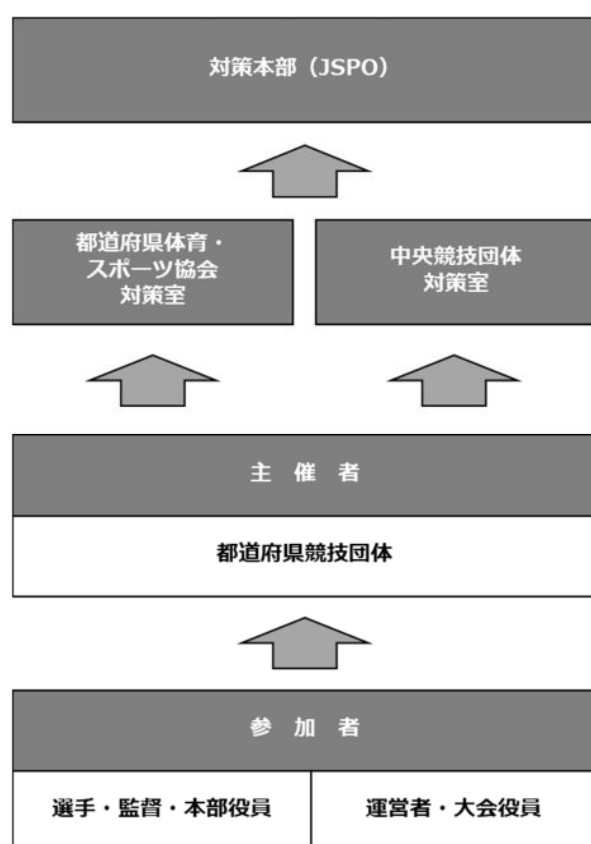


図 2. ブロック大会における情報管理体制イメージ

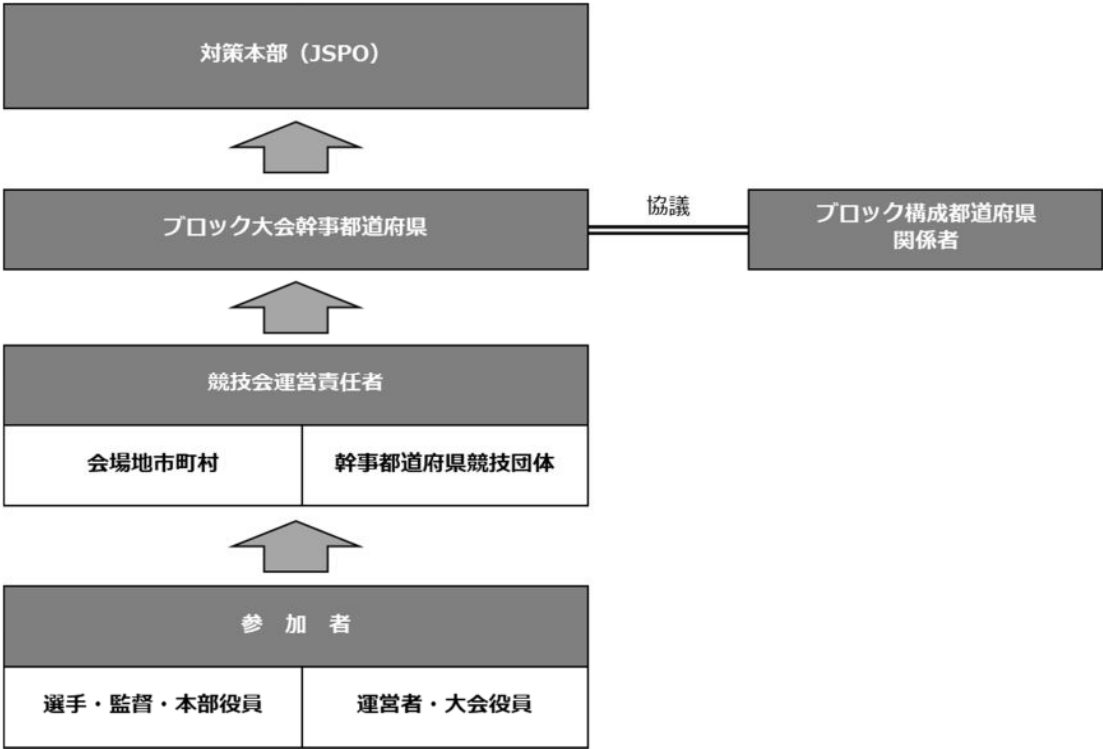
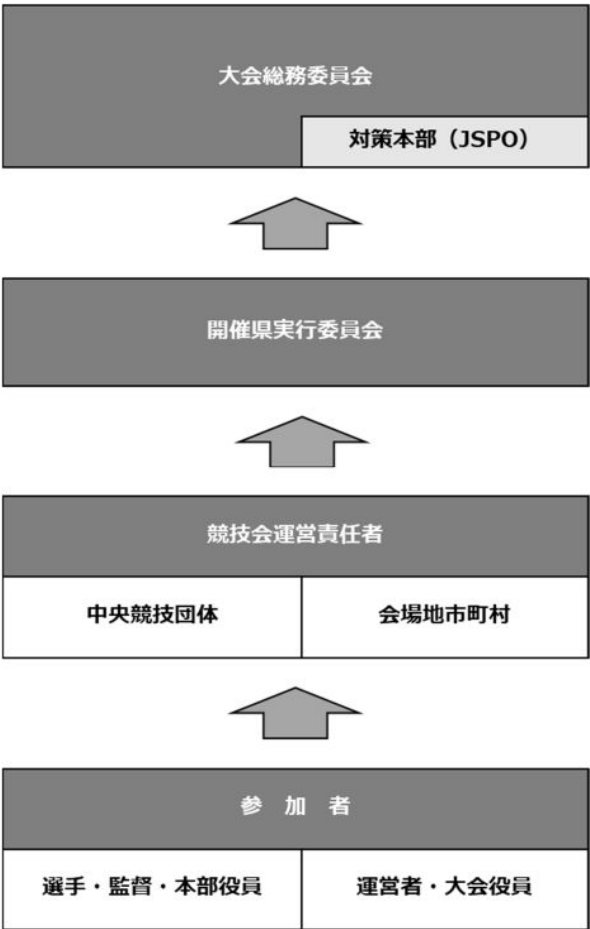


図 3. 本大会（冬季大会含む）における情報管理体制イメージ



IV. 国民体育大会における対策

1. 国民体育大会における共通予防対策について

国体の開催にあたり、すべての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、主催者（運営者）は様々な場面において予防対策の確実な実施に向け準備・運営にあたる。

<国体における共通予防対策>

- 手指衛生の励行
- 競技およびウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（体調管理チェックシート）の事前提出・必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）、参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- 大会期間中の不要不急な会食の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保

なお、選手や指導者に不要不急のPCR検査を実施させることは、地元医療機関への不要且つ過度な負担になることもあるため、避けるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が、競技会に参加する選手、監督（指導者）、チームメンバーの場合、または競技会運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、競技会に参加する。

健康チェックシート

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

団体名	健康チェックシート													
氏名														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
項目	日付													
体温	°C													
のどの痛みがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
咳（せき）が出る	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
痰（たん）がでたり、からんだりする	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
鼻水、鼻つまりがある ※アレルギーを除く	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
健康状態	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
頭が痛い	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
だるさ（倦怠感）がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
息苦しさがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
体が重く感じる、疲れやすい	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
味覚異常がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
嗅覚以上がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
行動歴	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
クラスターが発生している都道府県や該当地域に 出張又は休職等で訪れた	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
☐ はいに該当する場合、訪れた都道府県名を記入してください。														

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 本票は一定期間保管した後、破棄します。

2. 国民体育大会における競技会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】

(1) 選手・監督（予備登録選手、チームスタッフ含む）

1) 全般／会場地派遣まで

- 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、国体参加時は最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）または所属都道府県体育・スポーツ協会が設置する対策室等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- 監督（指導者）は、選手の健康状態、行動内容を常に把握、管理する。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技実施等に支障がある場合は除く）。
- 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- 感染者への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、感染者および濃厚接触者は参加を辞退する、または、派遣を取り消す。

- 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。

- 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 宿舎出発前に検温。健康状態をチェック表に記入する。
- ・ チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限り座席をまとまって搭乗、乗車し、一般客との接触を避ける。

② 宿舎

- ・ チェックイン手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 部屋割りには、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は、選手団が一同に集まるのではなく、時間差をつけて、距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- ・ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 宿舎共用部（例：エントランスやフックスルームなど）では、混雑が起こらないよう譲り合って使用するとともに、人数制限など宿舎からの指示等に従う。
- ・ チームのミーティングなどは、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、選手らの接触を、極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ 2m、最低 1m）や換気に留意し、「3 密」の状態とならないようにする。
- ・ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。
- ・ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離し、所属都道府県選手団本部役員（帯同スポーツドクター等）に相談の上、医療機関を受診させる。
- ・ 風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内での移動や待機時は、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・ エントリー手続きについては、極力、代表者が一括で行う。
- ・ 体調管理チェックシートを提出する。

- ・ ロッカー（更衣）室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控える。
- ・ ウォームアップを行う場合は、主催者（運営者）の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 観戦する場合は、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、声援や掛け声は、極力、避けるよう努める。
- ・ 事前に申請を承認された報道員（報道員ビブス等を着用した者）からの取材を受ける場合は、運営者の指示等により予め指定された場所でのみ対応する。また、対応時は、必ずマスクを着用し、相手との距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。なお、運営者の指示等に従わない者（ビブス等を着用していない者やマスク未着用の者からの取材、所定の場所以外での取材等）からの求めには応じない。
- ・ シャワールームの利用は原則禁止とし、自宅や宿舎等に戻ってからの利用する。
- ・ トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は、原則設置しない。

④ 競技中

- ・ 素手でのハイタッチや握手等は控える。
- ・ 唾・痰を吐く、うがい等は禁止。
- ・ 手を舐める行為を行わない。
- ・ 円陣を行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませる。
- ・ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避ける。なお、競技特性上、選手交代が目まぐるしく行われる競技（例：アイスホッケー競技など）については、その限りではない。
- ・ 監督（指導者）からの指示などの際は、選手との距離（できるだけ2m、最低1m）を意識する。また、主催者（運営者）の指示等に従い、所定の場所から行う場合は、マスクを外してよいが、競技上必要最低限に止めるよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記す

ようにし、他者から触れられないようにする。

- ・ 給水を補助するような場合は、手指消毒をし、マスクを着用の上、可能であればフェイスシールドを着用する。
- ・ ハーフタイムや競技終了後に、ロッカー（更衣）室等に引き上げる場合は、動線が混雑しないよう努める。
- ・ 試合終了後、チームとして観客席等に挨拶を行う場合は、選手らの距離が保たれるよう留意する。握手やハイタッチ、抱擁は行わない。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 宿舎のチェックアウト手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、所属都道府県選手団責任者（監督や都道府県体育・スポーツ協会担当者等）を通じ、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(2) 競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。国体参加時は、最低でも現地入り14日前から現地出14日後までの健康状態、行動内容を体調管理チェックシートに記録し、主催者（運営者）または所属都道府県体育・スポーツ協会が設置する対策室等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、運営にあたる。ただし、競技運営に必要な人員が十分に確保される場合は、可能な限り運営に係ることを回避する。
- ・ 会場地派遣前に、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受け

る。

- ・ 感染者への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。

- ・ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、競技会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから競技会期間中

① 移動

- ・ 宿舍出発前に検温。健康状態を体調管理チェックシートに記入する。
- ・ 専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避ける。

② 宿舍

- ・ 部屋割りには、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。また、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の発生などにより、競技会運営が維持できない状況とならないよう、競技会責任者や担当者の分散配宿や必要以上の接触がないように努める。

- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- ・ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 3 密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 競技会場

- ・ 競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 競技会場内では競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・ 体調管理チェックシートを提出する。
- ・ 主催者（運営者）としては、トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は原則設置しない。
- ・ 「3 密」空間や飛沫を減らすよう物理的・人的対策を講じる。

④ 競技中

- ・ 競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。
- ・ 給水を担当する場合は競技開始前に手指消毒をし、使い捨て手袋、フェイスシールド、マスクを着用する。
- ・ 選手招集・待機所では大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。

3) 競技会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「2)会場地入りから競技会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者（運営者）に速やかに報告する。

関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(3) 競技施設運営者（施設管理者）／競技会場運営者（ボランティア、会場内販売ブーススタッフ等）

1) 全般／会場地派遣まで

- 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、競技会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を記録し、主催者（運営者）等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- スマートフォン利用者については、原則として、国体参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、そのリスクを十分考慮し、可能な限り運営に係ることを回避する。
- 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- 感染者への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。

- 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。

- 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、競技会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。

- ・喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 競技会場（競技会場までの移動も含む）

- ・競技会場では、マスクを着用し、設置された消毒液やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・体調管理シートを提出する。
- ・3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

3) 競技会期間終了後

- ・出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・移動に際しての留意事項については、上記(2)、2)「会場地入りから競技会期間中」と同様の対応を行う。
- ・帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者（運営者）に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(4)報道員（それに準ずる者も含む）

- ・事前に申請を行い、承認を得た者のみとする。
- ・現地取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、競技会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を記録し、主催者（運営者）等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・スマートフォン利用者については、原則として、報道員として申請時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する。
- ・競技会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場入場時、体温測定を行う。
- ・体調管理チェックシートを提出する。
- ・競技会場内では常にマスクを着用する。
- ・体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・感染者への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、報道員としての参加を辞退する。

- ・ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は報道員として参加しても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、報道員としての参加を辞退する。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 選手らの取材、競技会の撮影等、競技会場内における報道員としての活動については、主催者（運営者）の指示に従う。
- ・ 宿舎等にて風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

(5)観客

- ・ 主催者（運営者）は、対策室に対して競技会及び開・閉会式や表彰式等の式典など、国体における観客の参加については、競技や会場の特性等と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から無観客での開催も含め検討を行わせる。

なお、有観客での開催においては、「移行期間における都道府県の対応について（令和 2 年 5 月 25 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日付〔令和 2 年 10 月 2 日付改訂〕公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）」をはじめ、当該競技を統括する中央競技団体が示すガイドライン、各業界団体が策定するガイドライン、さらに各都道府県等自治体が策定するガイドライン等を踏まえ、各都道府県知事の方針に反しないことを前提に、必要な対策を講じた上で開催する。

- ・ 主催者（運営者）は、有観客で実施する場合は、来場する観客に対し、競技会において講じられ

る新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を事前に提供し、競技会場等での混乱を避けるよう努める。

- ・ 主催者（運営者）は観客に対して、手指消毒を徹底し、マスクを必ず常時着用させる。
- ・ 主催者（運営者）は観客に対して、随時感染拡大防止のためにアナウンスを行う。
- ・ 主催者（運営者）は予め、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）のある観客の来場を断ることを通知する。入場料があれば、その返却を行わないことも通知しておく。
- ・ 観客人数を制限し、隣席の観客との距離（できるだけ2m、最低1m）を空ける。
- ・ 当日来場の場合は、競技会場入場時、体温測定を行う。その他、係員からの質問があった場合は、応答する。

例：「7日間以内の体調不良の有無」、「同居家族や身近な知人に感染が疑われる者の有無」

- ・ 主催者（運営者）から健康管理チェックシートの記入・提出の要請があった場合は協力する。
- ・ 座席が指定されている場合は、指定座席に座る。また、指定された座席が分かる書類（チケット等）を観覧終了後から14日間保管する。一方、観覧場所に特に指定がない場合は、可能な限り競技会場内での行動を記録しよう心掛ける。
- ・ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。確認された場合は来場しない。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、事前に厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態し、常に携帯する。

3. 国民体育大会における競技会運営上の重点対策【シーン／エリア別】

(1)式典（開・閉会式、競技会開始式、表彰式等）

- ・ 選手らを一堂に会することによる感染拡大リスクを踏まえ、十分な対策が講じられない場合は中止する。
- ・ 実施する場合は、以下の点を考慮する。

- 当初予定時間から短縮が図られるようプログラムの見直しを行う。
(例：挨拶者を1名とする／入場行進や儀礼〔国旗、大会旗掲揚〕の簡略化)
- 参加者人数を制限し、参加者間の距離（できるだけ2m、最低1m）を保つ。
- 参加者は常にマスクを着用する（運営等に支障がある場合は除く）。
- 本方針の目的及び感染拡大リスクを踏まえ、選手・監督の参加の要否を検討する。
- 式典内での歌唱やオーケストラ、吹奏楽による演奏（特に管楽器）は、十分な距離を空ける、または同等の効果を有する措置（アクリル板の設置など）を講じるなど、業種別ガイドラインを踏まえ対策を講じる。なお、十分な対策が講じられない場合は、別音源（CDなど）を用いるか、中止する。
- 演出内容の特性に合わせ、業種別ガイドラインを確認し、適切且つ効果的な対策を講じる。

- ・ 選手、関係者、観客のゾーニングを行う。
- ・ 適宜、会場内において感染拡大防止のアナウンスを行う。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 感染拡大防止に関わる教育啓発ポスターを各所に掲示する。
- ・ 観客を入れる場合には、あらかじめ健康状態の確認、ゾーニング、マスク着用、手指消毒などを指示し、ソーシャルディスタンスを保てる座席の配置とすること。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

(2)競技会場（更衣室などのバックスペースも含む）

1) 全般

- ・ 会場出入口や更衣室など、随所に消毒液を配置する。
- ・ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスや係員の呼びかけをこまめに行う。
- ・ 競技運営に支障がない範囲で、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所（更衣室、トイレなど）は、十分留意する。
- ・ 人の密接を避けるため、動線を分離や入場者数の制限、入退場に際して時間差を設けるなど工夫をする。
- ・ 競技会場は、清潔な環境が保たれるよう努める。
- ・ 大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。

- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

2) 受付

- ・ 体調管理チェックシートを確実に受け取り（電子・紙媒体）、内容の確認を行う。不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加辞退・取消しも含め事前に主催者（運営者）にて決定した適切な対応をとる。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう、物理的・人的対策を講じる。
（例：代表者（監督等）1名による参加受付、非接触型の受付方式〔QRコード等〕の採用など）
- ・ 受付所は、直接、多数の人と人が介する場となることから、ビニールカーテンやアクリルボードの設置、受付担当者にはマスク及びフェイスシールドの着用など対策を講じる。
- ・ 手指消毒や共有物品（筆記用具など）の消毒が速やかにできるよう、消毒液や清掃用除菌シートなどを配備する。
- ・ 会場に入場する前に検温が可能となるよう非接触型の体温測定器を配備する。

3) 動線・誘導

- ・ 万が一、感染（疑い）者が発生した場合でも、可能な限り接触者の絞り込みが可能となるよう、参加カテゴリー（選手、一般観覧者、報道員など）が混合しないようゾーニングを行う。
- ・ 人の滞留を起こさないよう、会場への入退場は時間差とする、人数を制限するなどの措置を講じる。

4) 現地医療体制（救護所など）

- ・ 医療救護要項等に基づく、人員の配置、連絡体制の構築を行う。
- ・ 救護所などには、飛沫・接触回避のため、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、白衣等）を準備する。
- ・ フェイスシールドを使用する場合でも、必ずマスクを着用する。
- ・ 発熱者が出た場合に備え、隔離室（パーティションでの仕切ったコーナー）を設ける。動線なども可能な限り分離できるよう工夫する。
- ・ 救護所などの物品（椅子やベッド、ドアノブなど）を定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを携帯する。

5) 衛生管理

- ・ トイレや更衣室、出入口の扉など、不特定多数の人が利用、接触するような場所は、清潔に保つため施設管理者の定期清掃に加え、主催者（運営者）による定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。また、消毒には次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液を用いることが望ましい。

6) 食事の提供（国体弁当など参加者を対象とした提供）

- ・ 食品管理を徹底する。
- ・ 発注時に、手配先等に対し業種別ガイドラインに応じた対策を講じることを依頼する。
- ・ 提供時は、混雑を避けるため、提供時間の指定や代表者による受け取りなどの工夫を行う。
- ・ 提供担当者は、手指消毒の徹底とともに、マスク、手袋、フェイスシールドの着用を行う。また、受け取り者はマスクの着用、手指消毒の徹底をする。

(3)物販・展示・おもてなし・ふるまいブース

1) 全般

- ・ 販売員や提供者は、マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く）を着用する。
- ・ 出店（出展）場所には、ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど、可能な限りの感染予防策を講じる。
- ・ 複数の人の手に触れる物については、こまめに消毒を行う。
3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

2) 物販・展示ブース

- ・ 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対策も可能な限り講じる。
- ・ 売店でグッズ、飲食物の販売は可能だが、既製品、包装された商品とする。
- ・ 試食・試着は避ける。見本品などは触れなくても見やすい場所に配置する、サイズ合わせは着衣の上から軽く当てる程度とするなど対策を講じる。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

3) おもてなし・ふるまいブース

- ・ 飲食物提供者は、マスク・手袋・フェイスシールドを着用する。
- ・ 飲食物の提供を行う場合は、容器などは蓋つきのもの、箸などは個包装されたものを利用することが望ましい。
- ・ 飲料の提供を行う場合は、未開封の容器に保管されたものを、未開封のまま手渡すことが望ましい。なお、飲料の容量は、受け取った個人が管理・保管が容易な容器・容量であることが望ましい。

ましい（例：飲みきりサイズ（200～300ml 程度）のペットボトル）。

- ・ 十分な間隔または隣席との間にアクリルボードなどを設置し、感染対策を講じたイートコーナーを設け、それ以外の場所での飲食を避けるよう促す。
- ・ 競技会への関与が高い者（選手・監督・競技会役員等）への飲食物の提供については、十分配慮する。十分な感染対策が講じられない場合や、感染リスクを回避する場合は中止する。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

(4) 宿舎

- ・ 合同配宿センター等における配宿の割り当てに際しては、可能な限り一人部屋となるよう考慮するが、開催地の実情等を踏まえ困難な場合は、最小数での割り当てとするなど感染対策が講じられるよう工夫する。
- ・ 配宿宿舎に対しては、ホテル業、宿泊施設に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう徹底する。

(5) 輸送・交通

- ・ 計画輸送に用いる大型バスや選手団が移動に利用する車両（バス、ハイヤー、タクシー等）については、物流・運送に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう、手配先に対し確認、徹底を行う。
- ・ 移動時における「3密」を防ぐため、手配内容については混雑時間帯を避ける、計画輸送時には分散乗車とするなどの工夫をする。

V. 体調不良者発生時の対応について

1. 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調管理チェックシートの提出内容を以下のポイントで確認。

<確認ポイント>

- 発熱や風邪の症状の有無
- 当日の検温記録、体調管理シートの記入漏れの有無

- ・ 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認（検温）を行う。
- ・ 体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）または症状が確認された者については、主催者（運営者）に報告の上、帰宅（または帰宿）を促し、各自医療機関を受診するよう伝える。

2. 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 選手団内において、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が確認

された場合は、各都道府県選手団本部役員（帯同スポーツドクター等）に報告を行う。

- ・ 選手団本部役員は、状況を主催者（運営者）に報告し、緊急性も含め、帯同スポーツドクターをはじめ、救護所の医師らの指示に従う。
- ・ 診察の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所の指示に従い、適切に対応する。

3. 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内

- ・ 体調管理チェックシートに挙げられた項目の症状が4日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、強い症状だと思う場合も同様、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、は、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。

VI. 大会開催可否判断について

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会中止決定の基準

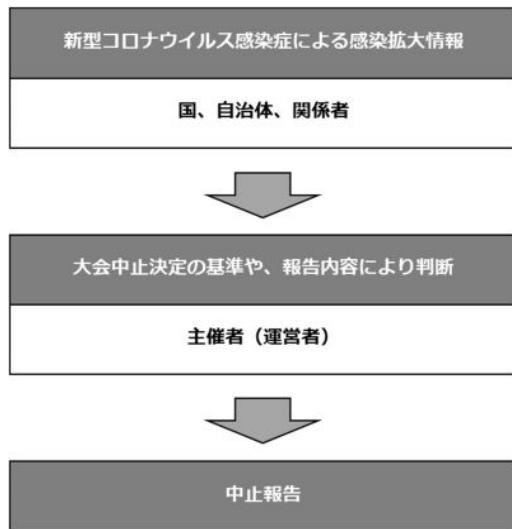
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、主催者（運営者）は大会開催可否について検討する。

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- 競技会開催地である自治体（都道府県）独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- 開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- 各都道府県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加都道府県数の1/4以上）
- 予選会の開催が困難な場合（当該大会の予選会の2/3程度が実施に影響を生じたとき）
- 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

2. 大会中止決定フロー

- ・ 大会中止決定に伴う基本的なフローは下図となる。なお、主催者（運営者）は、大会の特性に応じた個別の中止決定フローを作成する。

- 主催者（運営者）に、日本スポーツ協会、当該競技中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会が含まれていない場合（特に都道府県予選会）は、当該大会の主催者（運営者）は、上記団体に対し中止報告を行う。
- 主催者（運営者）は、大会中止に伴う報告を、参加者は勿論、大会関係者に漏れなく行う（例：競技会会場、所轄警察署・消防署、協力医療機関、開催地自治体、ボランティア派遣母体など）。



VII. 参考資料・情報サイト

- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日〔令和2年5月25日変更〕）」
- 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言
「今後想定される感染状況と対策について（令和2年8月7日）」
- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和2年8月28日）」
- 9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付 各都道府県知事・各府省庁担当課宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
- 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月14日付 各都道府県知事・各府省庁担当課宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
- 業種別ガイドライン（令和2年9月24日時点）
＜内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」サイト掲載情報＞
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>
- 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日〔令和2年10月2日改訂〕）」
- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（10月2日更新版）」 参考ホームページ／競技別ガイドライン
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門チーム・地域アドバイザー
「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策（2020年5月22日）」
- 公益財団法人日本プロサッカーリーグ
「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（2020年5月14日〔最新更新9月18日〕）」
- 一般社団法人日本野球機構
「NPB 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（有観客開催）2020年9月19日現在」
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- スポーツ庁「スポーツ・文化に関する情報」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html

- 公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（5月29日更新版）」（中央競技団体ガイドライン掲載サイト）
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 公益財団法人日本陸上競技連盟「ロードレース再開についてのガイダンス（チェックリスト）」
https://www.jaaf.or.jp/files/upload/202006/30_172327.pdf
- 一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド第3版」
<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona03.pdf>